

令和8年度西予市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

水田における作物の作付けは、水稻を中心に転換作物として大豆、飼料作物、野菜類、果樹等が作付けされ、平成24年度の葉たばこ廃作の動きを契機に新しい機械投資がいらぬ新規需要米（WCS用稲、飼料用米）が増加してきた。また、山間部の条件不利地においては、永年性の果樹の作付けにより、水稻作付面積は減少している。

転換面積の多い野菜については、小面積での自給野菜の作付けも多く、作付農家が減少した場合に、農地の集積が困難な条件不利地が大半を占めている。一方で、担い手を中心として作付けされている大豆については、連作による雑草の増加や収量減により作付けが困難な農地が増加している。また、飼料作物についても、畜産農家の減少や、鳥獣被害の増加等により、作付面積は横ばいの状況にある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

西予市は、旧5町からなる自治体であり、水田においてもそれぞれ気候や圃場の条件が異なっている。そのため、それぞれの地域の実情に応じた作物の推進を行い、相乗効果が得られるよう地域間の連携を促す。

収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、産地交付金を活用しながら、農地集約化、新たな担い手の育成、野菜等の高収益作物の拡大、条件不利地の畑地化の推進、水田をフル活用する二毛作体系の確立、県内有数の畜産地帯である当地域での耕畜連携による資源循環を目指す。

高収益作物の導入にあたっては、需要が増加している野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付け、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、地域に適応した品種の選定・普及及び栽培技術の改善、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、出荷期間・販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

西予市の山間部においては、水田を維持できなくなり耕作放棄地も増加している。条件不利地での持続的で収益性のある農業を目指し「水田農業高収益化推進計画」に基づく畑地化を実施する。不耕作また遊休農地となる恐れのある水田を畑地化することで、農家の省力化及び収益増加を図る。中山間地の樹園地高収益作物として、ブドウ、キウイフルーツ、ユズ、クリの「水田農業高収益化推進計画」に基づいた産地づくりを目指す。

畑地化の取組を進めるにあたっては、「人・農地プラン」及び「地域計画」により描かれた地域の将来像や、担い手農地の集約など、効率的な土地利用に配慮する。

水稻、麦、大豆、飼料作物等を組み合わせた二毛作体系により、水田の高度利用を促進する。また、大豆等の連作障害を解決するため、ほ場のブロックローテーション等の輪作を実施する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

西予市産の主食用米は、市内外からの需要量が供給量を上回っており、引き合いが強い状況にある。また、主力となっているコシヒカリやあきたこまちから品種変更を行ったにじのきらめき等の早期米については、二毛作体系が組みづらいことから品種の晩生化を推進し、麦、飼料作物等による二毛作体系を拡大する。また、主要品種の他に、しずく媛等の酒造好適米及び愛媛県水稻新ブランド米であるひめの凜の生産を需要量の範囲内で拡大していく。

販売米は標高 200m前後の中山間地が大半を占め、良食味の米が獲れることから、減農薬米・紙マルチ米などの環境保全米等の付加価値をつけながら取引販路を拡大する。

(2) 非主食用米

県内有数の畜産地帯である西予市の特性を活かし、市内畜産農家からの需要の高い飼料用米、WCS 用稲や加工用米の作付拡大を目指し、主食用米以上の収益を確保するとともに、飼料用米・加工用米・WCS 用稲について大規模作付けの取組を推進する。

販路については地域内流通を基本とし、過剰分については全農スキームでの取組を行う。

ア 飼料用米

養鶏、肥育農家等への供給を中心に、畜産農家からの堆肥の投入を行う等耕畜連携の取組を積極的に行い、農地の土づくりに努める。品種については多収品種の導入を行う。

イ WCS 用稲

酪農への供給を中心として、畜産農家からの堆肥の投入を行う等耕畜連携の取組を積極的に行い、農地の土づくりに努める。また、畜産農家への良質な粗飼料の提供を行う為、生産体系の確立と品質向上対策を図る。

ウ 加工用米

需要の状況を踏まえ、全農愛媛を通じた県内業者（酒造、菓子製造等）との契約を基に、主食用水稻の生産体系そのままに取り組みめる作物として、需給の状況を見ながら安定的な生産を図る。また、畜産農家からの堆肥の投入を行う等耕畜連携の取組を積極的に行い、農地の土づくりに努める。

(3) 麦、大豆、飼料作物

市内平野部での土地利用型の大規模経営の柱に位置付け、農地の集積を行いながら担い手を中心に作付拡大を図り、麦・大豆の二毛作体系を確立し、土地利用率 200%を目指す。また、湿害対策として暗渠排水等による農地の乾田化を図る。

ア 麦

収穫時期の集中を防ぐ方策として小麦とはだか麦の組み合わせ等、品種検討を行う。カントリーエレベーターの補修が完了したことから、麦の受入体制の構築が図られたため、安定的な生産を図る。

イ 大豆

連作障害を解決するため、ブロックローテーション等の輪作の実施、無人ヘリ、大豆コンバインの利用による機械化体系や近年増加している難防除雑草対策を確立し、収量・品質の向上を図る。また、共同乾燥・調製の実施等や生産組織等への農地の集積を図り栽培面積の拡大と品質の安定に努める。

ウ 飼料作物

県内有数の畜産地帯であり、飼料作物の需要の高い西予市だが、近年の飼料価格高騰の影響により自給飼料生産増大及び生産コストの低下が課題となっている。そのため飼料作物同士や水稻裏作等の二毛作体系の確立により、飼料作物の増産と土地利用率の向上に努める。また飼料作物生産組織やコントラ組織を拡充し、機械の共同利用によるコストの低減を図る。

(4) そば

原則として、条件不利地については基幹作物として取組を行い、その他平野部等の機械化が可能なほ場においては、早期米との二毛作として農地利用率の向上を目指す。なお、そばの後作に麦の作付けを行う事は、混入の恐れがあるので原則行わない。

(5) 地力増進作物

飼料用米などで耕畜連携を実施する非主食用米は稲わらのすき込みができず、地力が失われる恐れがある。ブロックローテーションなどで計画的に地力増進作物を導入できるよう推進を行う。

(6) 高収益作物（園芸作物等）

ア 野菜

野菜の消費者ニーズが多様化し、品目も定着しづらい側面があるが、西予市として販売額の高い品目を中心に作付拡大を推進し、需要動向に即した安定供給を目指していく。

集約的高収益作物である果菜類は、共同選果施設が利用できるキュウリ、トマトを中心に作付推進を行い、経営の柱として所得向上を目指す。土地利用型野菜については、機械化体系を確立し、業務用の契約取引を中心としたキャベツ、カボチャ、タマネギ、ネギ、サトイモ（愛媛農試V2号）等の品目について面積拡大を図る。また、軽量野菜、軟弱野菜については山間地の条件不利地において高齢者を中心とした零細農家が作付けを行っており、高齢過疎化により担い手不足が懸念されるが、有機栽培や減農薬栽培等の環境保全型農業を推進し、付加価値による単価向上で所得増加を図る。また、ケールについては市内に加工施設があることから、地域内6次産業化の柱として面積拡大、所得向上を図る。その他根菜類については、販売ルートが確立されており、機械化体系も整っている。イチゴについては既存の施設を有効利用しながら推進していき、新規参入者の受入れを図る。

これら野菜については、需要動向に即した品目の選定、苗の地元育苗を支援しながら、肥培管理技術の改善、病虫害防除の徹底を図り生産力をアップさせるとともに、愛媛県農産物認証制度（エコえひめ）を利用して安全・安心な農産物の生産に取り組む。販売についてはJA系統販売を中心に、地元直販施設やインショップ方式の販売形態にて販売を行い、所得確保を図っていく。

イ 花き・花木

花きについては天候に左右されにくく、年間を通じて栽培が可能となる施設での作付けを行い、所得安定を目指す。

花木については露地栽培を中心に栽培を進めていく。

ウ 果樹

市内では柑橘類、ブドウ、キウイフルーツ、ユズ、クリ等が栽培されているが、中山間地や急傾斜地での栽培がほとんどである。今後は需要に応じた有望品種の導入や優良系統への改植に取り組み、経営の安定化を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,091		1,190		1,030	
備蓄米						
飼料用米	7		0		26	
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲	144		100		164	
加工用米	43		43		38	
麦	194	184	173	168	233	225
大豆	125		125		163	
飼料作物	168	89	170	90	180	95
・子実用とうもろこし					3	
そば	25	22	25	22	27	25
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	37		37		45	
・野菜	34		34		40	
・花き・花木	1		1		1	
・果樹	1		1		3	
・その他の高収益作物	1		1		1	
畑地化	10		0		15	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	令和7年度	令和8年度
				前年度（実績）	目標値
1	麦（基幹作物、二毛作）	1.麦の生産性向上に関する助成 2.麦の生産性向上に関する助成（二毛作）	作付面積 生産費用	192ha 54,000円/10a	233ha 54,000円/10a
2	大豆	大豆の生産性向上に関する助成	作付面積 生産費用	125ha 55,000円/10a	163ha 55,000円/10a
3	WCS用稲	WCS用稲の規模拡大に関する助成	作付面積 生産費用	143ha 35,000円/10a	164ha 35,000円/10a
4	加工用米	加工用米の規模拡大に関する助成	作付面積 生産費用	43ha 83,000円/10a	38ha 83,000円/10a
5	飼料用米	飼料用米の規模拡大に関する助成	作付面積 生産費用	7ha 83,000円/10a	26ha 83,000円/10a
6	ケール、トマト、キュウリ、イチゴ	地域振興作物に関する助成	作付面積	12ha	18ha
7	・野菜類（ケール、トマト、キュウリ、イチゴ、カボチャ、キャベツ、ネギ、タマネギ、サトイモ（愛媛農試V2号）） ・花き・花木類 ・果樹（ユズ、くり、キウイフルーツ、ブドウ。ただし新植に限る） ・工芸作物（薬草類（ミシマサイコ））（基幹作物）	野菜・花き・果樹（新植に限る）・工芸作物等作付助成	作付面積	野菜類：32ha 花き・花木：1ha 果樹：1ha 工芸作物：1ha	野菜類：40ha 花き・花木：1ha 果樹：3ha 工芸作物：1ha
8	飼料作物（基幹作物、二毛作）、WCS用稲（基幹作物）	8.耕畜連携助成（資源循環） 9.耕畜連携助成（資源循環・二毛作）	作付面積	153ha	177ha
9	飼料用米、加工用米	耕畜連携助成（わら利用）	作付面積	4ha	15ha
10	麦、飼料作物、そば（二毛作）	戦略作物等二毛作助成	作付面積	278ha	345ha
11	大豆	大豆の品種転換に対する助成	作付面積	1ha	18ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要
都道府県名:愛媛県
協議会名:西予市農業再生協議会

整理番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	麦の生産性向上に関する助成	1	3,000	麦	対象作物ごとの播種前契約又は自家加工計画に従って、販売目的で1ha以上生産(耕作)すること。
1	麦の生産性向上に関する助成(二毛作)	2	3,000	麦	対象作物ごとの播種前契約又は自家加工計画に従って、販売目的で1ha以上生産(耕作)すること。
2	大豆の生産性向上に関する助成	1	11,000	大豆	対象作物ごとの播種前契約又は自家加工計画に従って、販売目的で1ha以上生産(耕作)すること。
3	WCS用稲の規模拡大に関する助成	1	14,000	WCS用稲	販売等に関する契約書又は適正流通に関する計画書に従って、対象作物を1ha以上(合計面積)生産(耕作)すること。
4	加工用米の規模拡大に関する助成	1	11,000	加工用米	販売等に関する契約書又は適正流通に関する計画書に従って、対象作物を1ha以上(合計面積)生産(耕作)すること。
5	飼料用米の規模拡大に関する助成	1	2,000	飼料用米	販売等に関する契約書又は適正流通に関する計画書に従って、対象作物を1ha以上(合計面積)生産(耕作)すること。
6	地域振興作物に関する助成	1	8,000	ケール、トマト、キュウリ、イチゴ	販売目的で対象作物を5a(作物別)以上生産(耕作)すること。
7	野菜・花き・果樹(新植に限る)・工芸作物等作付助成	1	5,000	野菜類(ケール、トマト、キュウリ、イチゴ、カボチャ、キャベツ、ネギ、タマネギ、サトイモ(愛媛農試V2号)) 花き・花木類 果樹(ユズ、くり、キウイフルーツ、ブドウ。ただし、新植に限る) 工芸作物(薬草類(シマサイコ))	販売目的で対象作物を生産(耕作)すること。
8	耕畜連携助成(資源循環)	3	7,000	飼料作物、WCS用稲	耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と「利用供給協定」を締結すること。
8	耕畜連携助成(資源循環・二毛作)	4	7,000	飼料作物	耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と「利用供給協定」を締結すること。
9	耕畜連携助成(わら利用)	3	4,000	飼料用米、加工用米	耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の「利用供給協定」を締結すること。
10	戦略作物等二毛作助成	2	8,000	麦、飼料作物、そば	販売目的又は利用目的で対象作物を生産(耕作)すること。
11	大豆の品種転換に対する助成	2	5,000	大豆	販売目的又は利用目的で対象作物を生産(耕作)すること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。